

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ（施設向け）

1	認定	無償化にかかる新しい認定申請書は、在園児すべてが提出しないといけないのですか。	施設型給付園の在園児はすでに教育・保育給付認定の1号をもっているため、預かり保育を利用していない児童は認定申請を行う必要はありません。 預かり保育を利用している場合、施設等利用給付認定の申請が必要です。
2	認定	園の締切日までに必要な書類がそろわない保護者がいる場合、どうしたらいいですか。	全てそろっている方の申請書類のみを提出してください。提出が間に合わなかった保護者については、後日、保護者からこども保育課に直接提出するようご案内ください。
3	認定	保育を必要とする事由に該当しないが、預かり保育を利用している保護者の場合、施設等利用給付認定の申請は必要ですか。	預かり保育を利用していても保育を必要とする事由に該当しない場合は、無償化の対象ではありませんので、施設等利用給付認定を申請する必要はありません。
4	認定	認定申請書提出後新たに入園した方や、保育が必要となった方はどうしたらいいですか。	新たな入園者についてはこれまで通り、保護者は利用開始までに教育・保育給付認定の1号認定を受ける必要があります。その際、預かり保育を利用する場合、別途施設等利用給付認定の2・3号認定を受ける必要があります。そのため、教育・保育給付認定と合わせて「施設等利用給付認定」の申請が必要になります。 ※認定の有効期間は申請日（市役所が書類を受理した日）より以前に遡ることはできませんので、利用日前に申請書を提出いただきますようお願いいたします。
5	認定	市外在住の児童についてはどのような取扱いになりますか。	市外在住の児童は、居住している市町村で同様に幼児教育・保育無償化にかかる認定・給付が行われます。認定や給付方法については各市町村にお問い合わせください。
6	認定	就労状況、住所等、認定内容に変更がある場合はどのような取扱いになりますか。	転職や退職、勤務時間の変更等、生活状況に変更があった場合は、必要に応じた書類の提出が必要です。保護者からこども保育課に、直接又は園を経由して提出するようご案内ください（郵送可）。
7	預かり保育	預かり保育の利用料を回数券で購入してもらっていますが、無償化にあたり取扱いを変更する必要がありますか。	領収証については、回数券等の代金を領収した際に発行していただいているかと存じます。無償化にあたり、領収証と合わせて利用実績の確認のため、当該月に利用した日数等を記載した子ども・子育て支援提供証明書の発行をお願いします。

8	預かり保育	長期休暇中の預かり保育を行っていませんが、就労している方は保育園の一時保育や就労先の保育室等を併用利用されています。その場合、無償化の対象となりますか。園の事務はどうなりますか。	園で実施している預かり保育が、一定の基準（平日8時間かつ年200日）未満の預かり保育の場合、施設等利用給付認定の2・3号認定を受けた保護者がその預かり保育と一時保育等を併用した場合、預かり保育利用料分と合わせて月額上限11,300円まで無償化となります。 このため、預かり保育分の給付申請の際に、保護者が認可外保育施設等の利用分の領収証等を添付することがあります。園において確認等を行う必要はないので、そのまま市に提出してください。なお、上記一定の基準を満たしている場合は、一時保育部分等は無償化の対象となりません。
9	預かり保育	月途中で利用終了となる場合の限度額はどのようになりますか。	月途中で利用終了の場合の限度額 ⇒ 450円×幼稚園等退所日までの預かり利用日数
10	預かり保育	幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。	年単位（年度単位）ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限1.13万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。
11	提供証明書	特定子ども・子育て支援提供証明書においては、預かり保育等を提供した日及び時間帯等を記載することとなっていますが、「提供した日及び時間帯」については子ども毎に実際の利用日と利用時間を網羅的に記載する必要がありますか。	同提供証明書は、市町村における施設等利用給付額の算定の基礎となりますが、個別の利用日や利用時間の情報は給付額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供期間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足ります。なお、「提供日数」については、実際の利用日数を記載して下さい。
12	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象とすることができる要件（預かり保育事業の開設日数等）について、例えば、夏休みなど長期休業中のみ8時間未満の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうなりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象とすることができる要件のうち、「平日8時間以上」は、教育時間を含めた時間であり、教育課程に係る教育を実施している平日を想定しています。したがって、教育課程に係る教育を実施している平日に8時間以上の預かりを行っている場合で、長期休業中のみ8時間を下回る場合は、要件に該当せず、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。

13	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設としては平日8時間以上、年間200日以上 の預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当しますか。	幼稚園等利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とすることができるか否かは、幼稚園等が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上 の預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。
14	給食費	副食費免除対象者分の公定価格上の加算額よりも、施設における副食費の金額が上回る場合、その差額分を保護者から徴収することはできますか。	今回の幼児教育・保育無償化に伴う、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条の改正により、副食費の免除対象者についてその提供に要する費用の徴収は行うことはできない、とされています。そのため差額分の徴収はできません。
15	特別食の提供に係る徴収	アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。	副食費の徴収額については、施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めることはできません。
16	第2号認定子どもの副食費徴収対象者の範囲	副食費を施設が徴収する第2号認定子どもとは、満3歳以上は全て対象なのか。それとも2歳児クラス在籍中は第3号と見なしている場合は、3歳児クラスに進級してからが徴収の対象となるのか。	幼児教育・保育の無償化は、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した第2号認定子どもが対象となることから、副食費の施設による徴収も、これと同様の取り扱いとなります。
17	副食費の税更正への対応	副食費の免除対象者の判定は、判定後の税更正により市町村民税所得割課税額が変更になり、対象者でなくなったり、あるいはその逆も考えられます。どのような対応になりますか。	税更正による遡及対応は原則行いません。姫路市が税の更正が分かった日の属する月の翌月から適用します。
18	利用料	3～5歳児クラスが無償化となった場合、教育・保育給付認定の3号認定で第2子、第3子となっている下の子ども の利用料は変更になりますか。	多子軽減による減免は引き続き行われるため、利用料は無償化後も変更ありません。

19	延長保育	保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。
20	休日保育	休日保育は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか	子ども・子育て支援新制度では、休日保育が給付化されており、市町村が指定した休日保育所等に対し、休日保育加算を講じています。休日保育は、保護者の多様な勤務形態に応じ、保育標準時間、保育短時間の認定された保育必要量の範囲内で特定の平日に代えて利用されるものであるため、保育料の無償化後も、今までと同様に、休日保育の利用料を徴収することはできません。 なお、通常の保育標準時間・保育短時間外にスポットで利用される保育は、新制度においては延長保育事業又は一時預かり事業に該当すると考えられ、上記の休日保育とは異なります。
21	無償化の範囲	保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて病児保育等を利用した場合であっても無償化の対象になりますか。	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）を利用している場合は、認可外保育施設等（病児保育含む）の利用は施設等利用給付の対象にはなりません。
22	上乗せ徴収	主に特定教育施設で実施されている幼児教育の質の向上のための上乗せ徴収については、保育料の一部ですが無償化の対象となりますか。 また、無償化開始に伴い、考え方や取り扱い方法に変更がありますか。	特定教育・保育施設においては、法施行令の改正により、幼児教育・保育の無償化の対象者の公定価格上の利用者負担額が「0」となりますが、上乗せ徴収は無償化の対象とならず、これまで同様、保護者の同意を得て徴収可能です。上乗せ徴収の考え方や取り扱い方法については、幼児教育・保育の無償化実施後も特に変更するものではありません。
23	就学前の障害児の発達支援	就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	両方とも無償化の対象となります。